

野沢温泉村フリースクール利用料等補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 17 日教育委員会要綱第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、不登校の児童生徒の保護者に対して、長野県が実施する「信州型フリースクール認証制度」により認証を受けたフリースクール等の利用について、保護者の経済的負担の軽減及び不登校の児童生徒の社会的自立を図るとともに、多様な学びの場へ通うことを支援するため、利用料等の一部を予算の範囲内で補助することについて、野沢温泉村補助金等交付規則（昭和 42 年野沢温泉村規則第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 村内に住所を有する児童生徒の保護者であって、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金を申請しようとする日から起算して過去 1 年以内において、在籍している学校におおむね 30 日以上登校していない児童生徒の保護者
- (2) フリースクール等に原則として週 1 回以上通所する児童生徒の保護者
- (3) 補助対象経費に係る補助を別の団体等から受けていない保護者
- (4) 村税の滞納がない保護者

2 前項の規定にかかわらず、村長が認める者

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の対象となる経費は、保護者が負担した入会金、入学費、交通費、教材費、月ごとの利用料などとする。

(補助金の額)

第 4 条 児童生徒 1 人あたりの補助金の額は、1 月につき保護者が支払った補助対象経費の合算額（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の 2 分の 1 以内の額とし、1 月あたり 10,000 円を上限とする。

(申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする保護者は、野沢温泉村フリースクール利用料等補助金交付申請書兼請求書（様式 1 号）によるものとし、利用料等の支払を証する書類を添えなければならない。

2 前項に掲げる書類の提出期限は、次の表の左欄に掲げる補助対象経費の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日までとする。

補助対象経費	提出期限
第1期分（4月分、5月分、6月分及び7月分をいう。） の補助対象費	8月末日
第2期分（8月分、9月分、10月分、11月分及び12月分 をいう。）の補助対象費	12月末日
第3期分（1月分、2月分及び3月分をいう。） の補助対象費	3月末日

（実績報告書等）

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、前条の申請書兼請求書の提出をもって、報告があったものとみなす。

2 規則第13条に規定する補助金等の額の決定は、規則第6条に規定する交付の決定の通知（様式2号）をもって、これに代えるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。